

○ 議案第161号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員に関する育児休業について、特別の事情に該当する場合の育児休業期間が拡充されたことや特別の事情に該当する要件が追加されたことなどから、所要の改正を行うものであります。

1 育児休業期間の拡充（第2条の4関係）

〔現行〕特別の事情がある場合、子の1歳到達日の翌日から1歳6月到達日まで

〔新規〕特別の事情がある場合、子の1歳6月到達日の翌日から2歳到達日まで

2 特別の事情に該当する要件の改正（第3条、第4条、第10条関係）

〔追加〕保育所等の利用を希望し、申込みしているが、当面保育所等を利用出来ない場合

3 文言整理等（第2条の3、第2条の4、第2条の5関係）

4 施行期日 公布の日

○ 議案第162号 大仙市南外多目的集会施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

※ 大仙市公共施設等総合管理計画に基づく施設譲渡について、地元自治会の赤平自治会との協議が整ったことから、赤平地域多目的集会所（南外地域）を無償譲渡するため、施設を廃止する改正を行うものであります。

1 赤平地域多目的集会所の廃止（第2条の表関係）

2 施行期日 平成30年4月1日

○ 議案第163号 大仙市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

※ この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づき、一定期間において専門的な知識経験が必要とされる業務や業務量の増加が見込まれる業務などにおいて、必要な人材を任期付職員として採用するために必要な事項を条例規定するものであります。

1 趣旨（第1条関係）

2 職員の任期を定めた採用（第2条及び第3条関係）

① 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合は、職員を任期を定めて採用（以下「特定任期付職員」という。）することができることとした。

② 専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要することなどの理由があり、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが必要であるときは、職員

を任期を定めて採用することができることとした。

- ③ 特定のイベント開催準備等に伴う業務又は新規施策の立ち上げなどに伴い一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務などで期間を限って従事させることが必要である場合は、職員任期を定めて採用することができることとした。

3 短時間勤務職員の任期を定めた採用（第4条関係）

- ① 短時間勤務職員を一定期間内の業務に従事させることが必要である場合は、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。

- ② ①のほか、住民サービスを延長し、若しくは繁忙期における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。

- ③ 前①及び②のほか、職員が育児休業や介護休業などで勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができることとした。

4 任期の特例（第5条関係）

5 任期の更新（第6条関係）

6 特定任期付職員の給与の特例（第7条関係）

7 給与条例の適用除外等（第8条、第9条及び第10条関係）

8 委任（第11条関係）

9 施行期日 公布の日

10 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年大仙市条例第40号）の一部改正（附則第2項関係）

○ 議案第164号 大仙市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

※ 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を公営企業化することに伴い、関係条例において所要の改正を行うほか、既に公営企業化している水道事業と下水道事業を組織統合し、あわせて上下水道事業管理者を置くことに関し、必要な事項を定めるものであります。

1 大仙市水道事業の設置等に関する条例（平成17年条例第259号）の一部改正【第1条の規定】

- ① 題名を大仙市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めることとする。

- ② 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置することとし、平成30年4月1日から同事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することとする。（第1条及び第1条の2の改正規定関係）

- ③ 下水道事業の各事業の経営の規模を規定することとする。（第2条、別表第2及び別表第3の改正規定関係）

- ④ 上下水道事業に上下水道事業管理者を置き、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を設置することとする。（第3条の改正規定関係）

- ⑤ その他公営企業化に伴う所要の規定の整理（第4条から第7条までの改正規定関係）
 - ⑥ 豊岡地区簡易水道の水源移設及び浄化方法を変更することに伴い、給水人口及び給水量の見直しを行うこととする。（別表の改正規定関係）
- 2 大仙市役所部等設置条例（平成17年条例第8号）の一部改正 上下水道局を設置することに伴い、上下水道部を廃止することとする。【第2条の規定】
 - 3 大仙市職員定数条例（平成17年条例第34号）の一部改正【第3条の規定】
 - 4 大仙市特別会計条例（平成17年条例第59号）の一部改正【第4条の規定】
 - 5 大仙市水洗便所等改造資金貸付基金条例（平成17年大仙市条例第80号）の一部改正【第5条の規定】
 - 6 大仙市督促手数料及び延滞金条例（平成17年条例第92号）の一部改正【第6条の規定】
 - 7 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第101号）の一部改正【第7条の規定】
 - 8 大仙市下水道条例（平成17年条例第256号）の一部改正【第8条の規定】
 - 9 大仙市下水道事業運営審議会条例（平成17年条例第257号）の一部改正【第9条の規定】
 - 10 大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例（平成17年条例第258号）の一部改正【第10条の規定】
 - 11 大仙市上水道事業審議会条例（平成17年条例第260号）の一部改正【第11条の規定】
 - 12 大仙市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第261号）の一部改正【第12条の規定】
 - 13 大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成19年条例第33号）の一部改正【第13条の規定】
 - 14 大仙市中仙地域農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成21年条例第58号）の一部改正【第14条の規定】
 - 15 大仙市南外地域公共下水道事業受益者分担に関する条例（平成21年条例第70号）の一部改正【第15条の規定】
 - 16 大仙市大曲地域農業集落排水事業受益者分担金に関する条例（平成22年条例第21号）の一部改正【第16条の規定】
 - 17 大仙市公共下水道事業区域外流入受益者分担及び負担に関する条例（平成24年条例第34号）の一部改正【第17条の規定】
 - 18 大仙市公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例（平成24年条例第47号）の一部改正（第18条の規定）
 - 19 大仙市水道事業の剰余金の処分等に関する条例（平成27年条例第21号）の一部改正【第19条の規定】
 - 20 大仙市水道事業給水条例（平成28年条例第47号）の一部改正【第20条の規定】
 - 21 大仙市農業集落排水事業債償還基金条例（平成17年条例第76号）の廃止【第21条の規定】
 - 22 施行期日 一部を除き平成30年4月1日

○ 議案第165号 太田北部墓園の指定管理者の指定について

※ 太田北部墓園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田北部墓園	大仙市太田町国見字佐幣神160番地、162番地4

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

太田町北部墓園墓地使用者組合 大仙市太田町国見字新山121番地

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第166号 太田東部墓園の指定管理者の指定について

※ 太田東部墓園の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田東部墓園	大仙市太田町川口字北千本野1番地332

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

太田町東部墓園墓地使用者組合 大仙市太田町東今泉字壺本木354番地

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第167号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について

※ 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田ふれあいの里	大仙市太田町太田字惣行大谷地ほか
太田農村体験の里	大仙市太田町太田字惣行小坂

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

大仙市太田四季の村むつみ・わらび座管理運営共同企業体 秋田市山王五丁目13番3号

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第168号 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者の指定について

※ 大仙市西仙北高齢者ふれあいセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市西仙北高齢者ふれあいセンター	大仙市刈和野字本町5番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 大仙市大曲通町1番14号

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第169号 水沢世代交流福祉館の指定管理者の指定について

※ 水沢世代交流福祉館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
水沢世代交流福祉館	大仙市協和稲沢字水沢田尻76番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

水沢温泉運営委員会 大仙市協和稲沢字水沢154番地1

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第170号 中淀川世代交流福祉館の指定管理者の指定について

※ 中淀川世代交流福祉館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
中淀川世代交流福祉館	大仙市協和中淀川字鳥屋野22番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

中淀川自治連絡協議会 大仙市協和中淀川字鳥屋野22番地

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第171号 荒川福祉会館の指定管理者の指定について

※ 荒川福祉会館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
荒川福祉会館	大仙市協和荒川字平城22番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

荒川福祉会館運営委員会 大仙市協和荒川字下荒川41番地

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第172号 沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者の指定について

※ 沢内高齢者健康増進ふれあい館の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
沢内高齢者健康増進ふれあい館	大仙市協和船岡字沢内677番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

沢内自治会 大仙市協和船岡字沢内618番地

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第173号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について

※ 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」	大仙市大曲中通町10番6号

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社TMO大曲 大仙市大曲通町1番13号

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第174号 神岡中央公園（屋内多目的施設）等の指定管理者の指定について

※ 神岡中央公園（屋内多目的施設）等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
神岡中央公園（屋内多目的施設）	大仙市神宮寺字大坪街道下及び中瀬古川敷地内
神岡中央公園（テニスコート）	大仙市神宮寺字大坪街道下及び中瀬古川敷地内
大仙市神岡テニスコート	大仙市神宮寺字大坪街道下21番地
大仙市神岡体育館	大仙市神宮寺字大坪街道下22番地
中川原運動公園	大仙市神宮寺字屋敷南37番19ほか
大仙市営中川原グラウンド	大仙市神宮寺字吉貝人着137番地
大仙市営神岡野球場	大仙市北檜岡字向堀野2番地1
大仙市神岡農村広場	大仙市北檜岡字向堀野2の1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

特定非営利活動法人大仙スポーツクラブ 大仙市神宮寺字本郷野3番地12

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第175号 大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者の指定について

※ 大仙市西仙北緑地運動広場野球場等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市西仙北緑地運動広場野球場	大仙市強首字上野台23番地22
西仙北緑地運動広場グラウンド・ゴルフ場	大仙市九升田字三口ヶ沢8番14
大仙市西仙北スポーツセンター	大仙市刈和野字小野17番地1

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社オーエンス 東京都中央区銀座四丁目12番15号

3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年）

○ 議案第176号 平成29年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について

※ 平成29年度大仙市スキー場事業特別会計に平成29年度一般会計から繰り入れる額を98,687千円以内から100,687千円以内（2,000千円増）に改めることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。